

労働報酬下限額（工事）に含まれる賃金構成について

1 労働報酬下限額（工事）の設定方法

・工事の職種（51種類）ごとに毎年度決定される「公共工事設計労務単価」に対して、公契約審議会の答申を受けて決定する割合を乗じ、下限額を設定します。



・事業者から報告していただく賃金は、公共工事設計労務単価に含まれる手当等により算定した賃金となります。

2 公共工事設計労務単価の調査方法

【調査対象工事】

・公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省所管の直轄、補助事業等のうち、前年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を設定母集団として、無作為に抽出

【調査実施方法】

・調査は、労働基準法により使用者に調製、保存が義務つけられている賃金台帳から、請負業者が転記する等して調査票を作成

3 公共工事設計労務単価に含まれる賃金構成

・公共工事設計労務単価は、下記のとおり

【①基本給相当額 + ②基準内手当 + ③臨時の給与 + ④実物給与】

手当等の区分	手当等
① 基本給相当額	基本給、出来高給
② 基準内手当	家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当 等 現場手当、技能手当、精勤手当
③ 臨時の給与	賞与、臨時の賃金、退職金
④ 実物給与	通勤用定期、食事の支給

・調査は、「公共事業労務費調査の手引き」（公共事業労務費調査連絡協議会）に基づいて作成

別途：手引き（基準内手当、基準外手当の区分）参照